

北朝鮮を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品の二号承認制移行について

輸入注意事項 2 第18号 (2. 6. 22)

改正①輸入注意事項 9 第13号 (9. 10. 2) ②輸入注意事項12第94号 (12. 12. 26)

③輸入注意事項14第22号 (14. 5. 17)

平成2年6月22日付け通商産業省告示第247号(輸入公表の一部を改正する告示)により上記貨物の輸入については平成2年6月25日以降二号承認制に移行することとなりました。

このため、平成2年6月25日以降の当該貨物の輸入については、平成2年6月24日までに関税法第67条の規定による輸入申告書、同法第52条第1項の規定による倉入承認申請書又は同法第62条において準用する同法第52条第1項に規定する移入承認申請書が受理されていない場合は、輸入貿易管理令第4条第1項第二号の規定に基づき経済産業大臣の輸入の承認を受けて下さい。

なお、二号承認申請の前に農林水産省水産庁資源管理部遠洋課の確認を受けて下さい。

①③

⑧

⑧